

あなたも

市民後見人

になりませんか？

市民後見人とは？

市民の権利と財産を守る成年後見制度の担い手です。

市民後見人になるためには？

市内在住で、指定の研修を受講することが条件です。

毎年4月頃に説明会を実施しています。

【問合せ先】

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

さがみはら成年後見・あんしんセンター

〒 252-0236 相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館2階

電話 042-756-5034

QRコードは
コチラ



相模原市